

三商レポート

第五話 「遺言ブーム」

(株) 三商 内藤 雄

ちょっとした遺言ブームが続いています。決して悪いことではありません。元気なうちに、自分の意思で財産分けを決めておく。相続争いを予防し、安心して“その時”を迎えることができるからです。

このブームの背景には、主に二つの原因があります。①相続争いの増加です。親戚・友人・知人の相続争いを見聞きし、自分のときはもめないようにしておきたいとの思いで遺言を書きます。②信託銀行などの「仕掛け」が効いてきました。高齢化社会が進み、その高齢者に膨大な資産が偏っています。相続により資産の大移動が起こります。そこをビジネスチャンスとして信託銀行などが注目しました。お客様の資産管理や遺言執行による手数料収入を狙います。銀行の信用を背景に、お客様の資産内容を丸ごと把握できます。銀行主催のセミナーや相談会は、どこも大盛況です。その席で遺言の作成を勧めます。

それにしても、なぜ相続でもめるのでしょうか。

①旧民法の下で家督相続が行われていた頃は、もめることは稀だったようです。戸主たる長男が遺産の全部を取得する代わりに、両親や兄弟の面倒を見るのが当たり前でした。ところが、戦後の新民法では共同相続・均分相続となり、遺産を平等に相続する代わりに義務も平等に負担することになりました。しかし、権利意識だけが強まり、義務意識は薄れるばかりです。そこで「親の面倒は長男が見るのが当然。長男が死ねば長男の嫁が見るのが当然。親の財産は子供たちが均等に相続するのが当然。長男の嫁だからといって血のつながりのない者が要求するのはとんでもない。ましてや嫁の実家に我が家の財産が行ってしまうことなど許せない」となります。これがもめる原因になります。②また、バブル崩壊後の経済事情が拍車をかけています。長引くデフレ不況の下、親が亡くなった人達はちょうど住宅ローンや子供の教育費の重荷を背負っています。また、経営者は苦しい資金繰りに追われています。背に腹はかえられず、親の遺産を千載一遇のチャンスと考えます。配偶者が相続人をつつきます。こうなると血を分けた兄弟姉妹も「他人」の始まりとなります。

そこで、次のような場合にはぜひ遺言が必要になります。

- ① 相続人となる子供が複数いる。
- ② 夫婦の間に子供がいない。
- ③ 息子のお嫁さんにも財産を贈りたい。
- ④ 先妻の子と後妻がいる。

- ⑤ 内縁の妻がいる。
- ⑥ 行方不明の子がいる。
- ⑦ 長男に会社の後継者にしたいが、長男に実子がいない。
- ⑧ 身体に障害をもった子がいる。
- ⑨ 相続人が誰もいない。
- ⑩ 相続人となる子に多額の借金がある。

このような時、遺言はとても役に立ちます。しかし、その作成方法や内容によっては、遺言がかえってもめごとの原因になってしまいます。単なる財産分けの指定だけでは「何で?」「どうして?」と親への不満や他の相続人への疑心暗鬼につながります。「付言事項」として、ぜひ親の熱い想いも添えてください。もめたとしても、親の想いがきっとよい解決へと導いてくれます。

(2004年11月5日)